

【図表 12】 令和7年度の経過的寡婦加算の額（遺族厚生年金）

妻の生年月日	(ア)妻の 生年月日による乗率	(イ)829,300円× (ア)欄の乗率	(ウ)経過的寡婦加算額 622,000円－(イ)欄の金額
昭和2年4月1日以前	0	0円	622,000円
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	312分の12	31,896円	590,104円
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	324分の24	61,430円	560,570円
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	336分の36	88,854円	533,146円
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	348分の48	114,386円	507,614円
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	360分の60	138,217円	483,783円
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	372分の72	160,510円	461,490円
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	384分の84	181,409円	440,591円
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	396分の96	201,042円	420,958円
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	408分の108	219,521円	402,479円
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	420分の120	236,943円	385,057円
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	432分の132	253,397円	368,603円
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	444分の144	268,962円	353,038円
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	456分の156	283,708円	338,292円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	468分の168	297,697円	324,303円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	480分の180	310,988円	311,012円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	480分の192	331,720円	290,280円
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	480分の204	352,453円	269,547円
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	480分の216	373,185円	248,815円
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	480分の228	393,918円	228,082円
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	480分の240	414,650円	207,350円
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	480分の252	435,383円	186,617円
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	480分の264	456,115円	165,885円
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	480分の276	476,848円	145,152円
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	480分の288	497,580円	124,420円
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	480分の300	518,313円	103,687円
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	480分の312	539,045円	82,955円
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	480分の324	559,778円	62,222円
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	480分の336	580,510円	41,490円
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	480分の348	601,243円	20,757円
昭和31年4月2日以後			

(*) 経過的寡婦加算の額については、対象となる者が昭和31年4月1日以前生まれであるため、算定のもととなる遺族基礎年金の年金額については、70歳以上の既裁定者の年金額を用いる。